

全弓連発第 3-32 号
令和 3 年 7 月 30 日

地連会長 各位

公益財団法人 全日本弓道連盟
会 長 増 田 規一郎
(公印省略)

理事会における懲戒処分の決定について（お知らせ）

令和 3 年 7 月 9 日の理事会において審議した結果、本連盟懲戒規程に違反する暴行、暴言及び
わいせつ行為があったとの理由で、本連盟加盟団体(地連)に所属する教士七段の会員に対して、
委員等、審議会委員、審査委員、審判委員、講師の各資格につき資格停止 5 年、教士の称号につ
き登録停止 3 年の処分を行う決定をいたしました。

近年、暴力行為、パワー・ハラスメント、セクシャル・ハラスメントなどが、様々なスポーツ
団体で問題とされておりますが、本連盟においても、このような処分事案が発生してしまったこ
とにつきましては、誠に遺憾に思っております。

本連盟としては、今回の結果を教訓として、暴力行為、パワー・ハラスメント、セクシャル・
ハラスメントなどに関する会員の意識改革や啓発活動に、これまで以上に力を入れて取り組んで
行く所存です。

貴連盟におかれましても、この点、改めてご認識いただき、貴連盟内での啓発に努めるととも
に、本連盟の取り組みにご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。